

## 「広告表示等に関する問い合わせ・相談受付状況」

当協議会には、新聞・チラシ広告、テレビCM等の広告の作成やプライスボード、価格表等の作成に関する相談が、会員事業者の他、広告代理店や新聞社、情報誌社などの広告関係事業者からも数多く寄せられ、その内容も様々なものとなっています。

当ページでは、その月に寄せられた内容を分析し、受付状況やその月に多く見られた事例などを、公開しております。

また、多くみられる広告表示についての事例につきましては、「[広告表示・景品提供に関するFAQ-会員・広告関係事業者の方々へ-](#)」にまとめておりますので、広告等を作成する際の参考にして下さい。

## 相談受付件数

平成25年9月に受け付けた相談は112件でした。車種別の内訳は、新車関係55件、中古車関係47件、内容別の内訳は、表示関係81件、景品関係18件でした。

	新車関係	中古車関係	新・中以外	計
	55	47	10	112
表示関係	41	40	0	81
景品関係	13	1	4	18
その他	1	6	6	13

## 相談者内訳

相談者の内訳としては、自動車関係団体が31件と最も多くなっており、全体の約28%を占めています。

	新車関係	中古車関係	新・中以外	計
広告代理店等	23	3	3	29
メーカー系ディーラー	7	5	2	14
自動車関係団体	13	13	5	31
中古車情報誌社	7	8	0	15
中古車専門店	0	14	0	14
メーカー	1	1	0	2
新聞社	3	1	0	4
テレビ・ラジオ局	0	1	0	1
その他	1	1	0	2

## 新車関係

### ◆表示関係の相談内訳

9月は「価格の表示」に関する問い合わせが16件で全体の39%を占めています。また、個別の項目でみると「燃費の表示」に関する問い合わせが最も多く7件で全体の約17%を占めています。

項目	件数	項目	件数
①価格の表示	16	④特定用語	2
表示方法	6	最上級	1
付属品・特別仕様	1	抽象的用語	1
値引き表示	3	⑤各種制度	1
支払い総額	4	免・減税関係	1
割賦・リース	1	⑥広告表現・企画の可否	6
その他（価格）	1	広告表現の可否	5
②特定事項の表示	8	抽象的な問合せ	1
ランキング	0	⑦下取関係	1
燃費	7	⑧税金・諸費用	4
写真・イラスト	1	税金	4
③主要諸元	0	⑨その他	3
		合計	41

### ◆景品関係の相談内訳

項目	件数	項目	件数
総付景品(もれなく)	6	オープン懸賞	1
一般懸賞(抽選等)	1	抽象的な問合せ	5
		合計	13

★今月のポイント★ 今回は、「『新型車』や『新発売』等の用語の使用期間」に関する事例を紹介します。

#### 問い合わせ内容

半年前に発表した新車ですが、半年後にマイナーチェンジ車両を発表することが決定しています。この場合、まだ「新型車」と表示できますか？

#### 問い合わせへの回答

半年後にマイナーチェンジをすることが決定している場合は、「新型車」の用語は使用できません。

#### 《考え方》

「新発売」、「新型発表」等の商品が新しくなったことを意味する用語を継続して使用できる期間は、新型車発表後12か月間です。

ただし、マイナーチェンジ、モデルチェンジ、一部改良等の新型車の発表が予定される前の6か月間は使用できません。

(規約第4条第4号、新車施行規則第14条)

## 中古車関係

### ◆表示関係の相談内訳

9月は「価格の表示」や「必要表示事項の表示」、「広告表現・企画の可否」に関する問い合わせが多く、また、個別の項目でみると「広告表現の可否」に関する問い合わせが7件で全体の約18%を占めています。

項目	件数	項目	件数
①価格の表示	10	③特定の車両状態の表示	3
表示方法	2	④特定事項	2
値引き表示	2	写真・イラスト	1
支払い総額	4	品質	1
割賦・リース	1	⑤おとり広告	2
その他（価格）	1	⑥税金・諸費用	1
②必要表示事項の表示	10	税金	1
車名・仕様区分	1	⑦品質評価	1
初度登録	1	⑧広告表現・企画の可否	10
走行距離数	3	広告表現の可否	7
整備実施状況	2	企画の可否	2
車台番号	1	抽象的な問合せ	1
塗色	1	⑨その他	1
必要表示事項全般	1	合計	40

### ◆景品関係の相談内訳

項目	件数
総付景品(もれなく)	1
合計	1

★今月のポイント★ 今回は、「現行の規約に対応していないプライスボードの使用」に関する事例を紹介します。

#### 問い合わせ内容

現行の規約に対応していないプライスボードを使用しているため、定期点検整備実施状況に関する項目欄がないのですが、今後もこのプライスボードを使用して問題ないですか？

#### 問い合わせへの回答

規約に対応していない項目については、プライスボードの空きスペースに手書きで記入するか、別紙に定期点検整備実施状況を記入し、プライスボードと併せて表示する等の方法により対応して下さい。

なお、公取協ホームページの会員専用ページから現行の規約に対応したプライスカード（A3サイズ、パソコン上で編集可）をダウンロードすることができますので、ご活用下さい。（<http://www.aftc.or.jp/>）